明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規　則〕
○人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則（人事院一〇―四―一八）　一
〔告　示〕
○文化財を重要文化財に指定する件（文部科学九五）　二
○重要文化財の指定を解除する件（同九六）　五
○伝統的建造物群保存地区を重要伝統的建造物群保存地区として選定する件（同九七）　六
○重要文化財の管理団体の指定を解除する件（文化庁三八）　六
〔叙位・叙勲〕　七
〔褒　賞〕
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
独立行政法人酒類総合研究所の役員の任命、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人理化学研究所、平成二十二年度地方公共団体金融機構財務諸表、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録、平成二十二年度決算（都道府県議会議員共済会・市議会議員共済会・町村議会議員共済会）、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　八
地方公共団体
行旅死亡人関係　八
会社その他
会社決算公告　八

規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十三年六月二十日

人事院総裁　江利川　毅

人事院規則一〇―四―一八

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を次のように改正する。

第二十五条に次の一項を加える。

3　各省各庁の長は、第一項の記録をその職員の離職した日から起算して五年間保存しなければならない。ただし、次の各号に掲げる業務に従事したことのある職員に係る記録については、当該職員の離職した日から起算して当該各号に定める期間保存するものとする。

一　別表第二第一号に掲げる業務のうち、石綿に係るもの　四十年

二　別表第二第一号に掲げる業務のうち、別表第二の二第二号1から27までに掲げる物質に係るもの　三十年

三　別表第二第三号に掲げる業務　七年

四　別表第三第二号に掲げる業務　三十年

別表第二中「第十六条」の下に「、第二十五条」を加え、同表第一号5中「アルキル水銀化合物」の下に「（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）」を加え、同号15中「（メチレンジフェニルジイソシアネート（ＭＤＩ）を含む。）」を削り、同号15の次に次のように加える。

15の2　メチレンジフェニルジイソシアネート（ＭＤＩ）

別表第二第一号17中「及びその化合物」を削り、同号18を次のように改める。

18　弗化水素

別表第二第一号31を次のように改める。

31　コールタール

別表第二第一号中46を48とし、45を47とし、44の次に次のように加える。

45　一・一―ジメチルヒドラジン

46　酸化プロピレン

別表第二の二中「第十六条」の下に「、第二十五条」を加え、同表第二号中25を27とし、24を26とし、23の次に次のように加える。

24　一・一―ジメチルヒドラジン

25　酸化プロピレン

別表第三中「第二十条」の下に「、第二十五条」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（人事院規則一―三四の一部改正）

2　人事院規則一―三四（人事管理文書の保存期間）の一部を次のように改正する。

「第二十五条第一項の記録の文書等（石綿製造等（別表第四の二第六号に規定する業務をいう。以下同じ。）に係る特別健康管理手帳交付者（第二十六条の二第一項の規定に基づき特別健康管理手帳を交付された者をいう。以下同じ。）に係るものに限る。）